

# 【事業概況報告書】

## I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和6年度（2024年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

### 1. 商品先物取引の動向

(1) 本年度の東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）、堂島取引所（以下「ODEX」という。）及び大阪取引所（以下「OSE」という。）の総取引高と総取引金額（オプションを除く。）は次のとおりであった。金が活発に取引され、総取引高は2,100万705枚となった。

総取引高	本年度	昨年度	昨年度比
東京商品取引所	134万5,509枚	175万1,113枚	77%
堂島取引所	259万1,227枚	146万6,429枚	177%
合計	393万6,736枚	321万7,542枚	122%
大阪取引所*	1,706万3,969枚	1,596万9,015枚	107%
総合計	2,100万705枚	1,918万6,557枚	109%

総取引金額	本年度	昨年度	昨年度比
東京商品取引所	4兆7,358億9,603万円	6兆1,013億7,215万円	78%
堂島取引所	3,520億4,348万円	1,374億1,380万円	256%
合計	5兆879億3,951万円	6兆2,387億8,595万円	82%
大阪取引所*	123兆4,596億6,099万円	85兆5,095億9,785万円	144%
総合計	128兆5,476億50万円	91兆7,483億8,380万円	140%

※ 金融商品取引法に定める商品関連市場デリバティブ取引

(2) 各取引所の状況は次のとおりであった。

- ① TOCOM：電力先物の出来高は、昨年度の1万1,377枚から2.7倍の3万853枚と過去最高を記録した。一方で、主力のプラッツドバイ原油が131万2,773枚（昨年度173万7,724枚）と振るわず、取引所全体の総取引高及び総取引金額は20%を超える減少となった。
- ② ODEX：金（取引単位10g）は251万3,761枚（昨年度142万8,598枚）と順調に取引高を増やした。また、米穀指数先物取引（堂島コメ平均、(5)参照）は8月13日に上場した後、10月には月間70枚としばらく振るわなかったが、「令和の米騒動」といわれるコメ不足による米価高騰もあって出来高は増加し、3月には月間10,577枚となった。
- ③ OSE：金標準（取引単位1,000g）は、令和4年2月からのロシアによるウクライナ侵攻、令和5年10月からのイスラエルとハマスの軍事衝突等の地政学リスクが続く中、1月に就任したトランプ米大統領の相互関税政策による世界経済への不安から価格が高騰し、3月31日には上場来高値の1万5,053円をつけた。これに伴い出来高も891万7,822枚と昨年度の811万5,580枚から9.9%増となった。

(3) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）は、貴金属関係が中心となって活況を呈し、取引件数は12億5,277万1,635件（昨年度10億581万5,903件）、取引金

額は過去最高の47兆1,215億8,629万円（同30兆9,372億5,014万円）となった。

- (4) 4月15日、経済産業省は、「電力先物の活性化に向けた検討会」の第5回会合を開催し、電力先物取引の流動性拡大に向けた方向性などの取りまとめを公表した。
- (5) 6月21日、主務省は、ODEXが申請した米穀指数先物取引（堂島コメ平均）の上場を認可し、8月13日に取引が開始された。
- (6) 6月28日、ODEXは、8月13日に取引を開始する米穀指数先物取引の参考値となる「現物コメ指数」の公表を開始し、これ以降毎月末に公表されている。
- (7) 7月30日、TOCOMは、経済産業省の「電力先物の活性化に向けた検討会」のとりまとめを受けて、電力先物の実務に関わる電気事業者や会計士、学識経験者などの有識者で構成する「電力先物におけるヘッジ会計適用に向けた検討会」を設置し、2月6日には経済産業省とともに「電力先物におけるヘッジ会計適用に関する報告書」を公表した。
- (8) 9月6日、商先業者である国内大手銀行がTOCOMの電力先物取引市場等の受託取引参加者資格を取得し、同時に日本証券クリアリング機構のエネルギー先物等清算参加者となった。
- (9) 10月28日、TOCOMは、ヘッジ会計の適用が円滑に行われることを目的に、電力の先物市場と日本卸電力取引所（JEPX）の現物市場を連携させる「JJリンク」を開始した。
- (10) 11月5日、TOCOMとODEXは取引時間を延伸した。これにより、多くの銘柄の日中立会が8時45分から15時45分、夜間立会が17時から翌朝6時となった。

## 2. 本会の動静

本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。

### ① 自主規制に係る事業

令和5年12月1日から施行した「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の改正に係る附則を改正するとともに、外務員登録の安定的な運用を図る観点から「会員等の外務員の登録等に関する規則」等の改正を引き続き検討した。

### ② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

### ③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員資格試験及び外務員登録資格認定講習並びに登録更新講習を実施した。

### ④ 財政

適切な予算執行を行うため、本年度は2次にわたり変更収支予算を策定した。

また、引き続き厳しい財政事情の下、本年度は会員2社が新たに入会したことから当初予算より収入が8,906千円増加したものの、支出の削減にも努めてきた。その結果、事業活動

収支差額が42,720千円となったことから、将来に備えて運営準備引当資産及びシステム更新等準備積立資産の積み立てを行った。これらによって次期繰越収支差額は約19,288千円となった。

## Ⅱ 事業計画、会費・予算及び協会運営

### 1. 本年度の事業計画

第38回臨時総会（令和6年3月25日開催）において決定した令和6年度事業計画は、令和5年度までに実行した日商協改革により組織や体制の規模を縮小したものの、着実に商先法に規定する業務を実行して自主規制機関としての役割を果たしていくこと、協会運営については、限られた事務局の人員であっても業務を効率的に持続して行えるよう、引き続き個別業務の見直しと業務のデジタル化に取り組んでいくことを前提として策定した。

#### 1. 自主規制に係る事業

##### (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ② 令和6年3月末の体制整備後のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取組みへの支援
- ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

##### (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 自主規制ルールの整備
- ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討

##### (3) 会員の監査

- ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
- ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施

##### (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

##### (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

#### 2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

##### (1) 顧客等からの相談等への適切な対応

##### (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決

##### (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施

- ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
- ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
- ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み

- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品デリバティブ取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

### 3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施

### 4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
  - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
  - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
  - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
  - ④ 消費者相談機関等への情報提供
  - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

## 2. 会費及び予算

### (1) 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」に基づいて、定額会費及び比例会費をもって構成することとした。

会費必要額については、日商協改革を終えた令和5年度と同額の146,271千円とし、定額会費対象額を102,000千円、比例会費対象額を44,271千円とした。また、各社の比例会費については、商品移管に伴う激変緩和として令和2年度から適用した「みなし営業収益」が令和4年度に終わったことから、従来のおり前年の1月1日から12月31日までの計算期間として令和5年の営業収益を対象とし、会費額の算出条件は次のとおりとした。

#### 【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 34社
- ・会費必要額 146,271千円
- ・定額会費と比例会費の配分 定額会費対象額102,000千円、比例会費対象額44,271千円

#### 【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,000千円（102,000千円÷34社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費 （計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額	
比例会費対象額 (44,271千円)	× $\frac{\text{一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額}}{\text{全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額}}$ (※2, ※3)
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (12,587,551千円※3)	

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0円」。

※3 各会員からの令和5年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。(年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額で算出。)

## (2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を146,271千円、手数料収入等7,476千円、前期からの繰越額2,060千円を加え、収支同額の155,807千円(昨年度当初予算155,887千円)とした。

## (3) 第1次変更収支予算

令和6年度の収支予算については、第38回臨時総会(3月25日開催)において決定したが、新たに常勤の会員外理事を選任することとしたため、第1次変更収支予算として役員報酬の予算措置を主な変更点として第99回総務委員会(5月14日開催)で検討を行い、第200回理事会(5月29日開催)の審議を経て、第33回通常総会(6月20日開催)において承認された。

### ① 収入

第1次変更収支予算案作成時に1社の入会が予定されたことから、事業活動収入合計を当初予算の153,747千円から入会金と会費収入の3,750千円を増額し157,497千円とした。

### ② 支出

新たに常勤の会員外理事を選任することから、事業費支出及び管理費支出の合計で役員報酬支出を7,577千円、法定福利費を1,038千円増額した。これにより、事業活動支出の合計を143,728千円から152,343千円に変更した。また、同常勤役員の退職金の支払いに備えるため、投資活動支出の退職給付引当資産取得支出が12,079千円から14,329千円に2,250千円増額した。

これらにより、当期収支差額は当初予算マイナス2,060千円のところ、マイナス9,175千円となったが、令和5年度の決算の結果、令和5年度からの繰越収支差額が11,691千円となったことから、次期繰越収支差額は2,516千円となった。

## (4) 第2次変更収支予算

第1次変更収支予算から更に本年度中の収支見込みに変更が生じたため、第2次変更収支予算を作成した。これは次年度への繰越金額を算出し、収支予算を策定するために行うものでもある。第101回総務委員会(2月12日開催)で検討を行い、第205回理事会(2月27日開催)の審議を経て、第39回臨時総会(3月26日開催)において承認された。

### ① 収入

第1次変更収支予算を策定後、さらに1社の入会があったことから入会金と会費収入の合

計が3,433千円、事業収入では、受講受験料収入が496千円、登録料収入が1,540千円の増収となる見込みとなり、事業活動収入の合計は第1次変更収支予算の157,497千円から5,422千円増加して162,919千円とした。

また、投資活動収入は、第1次変更収支予算の運営準備引当資産の取り崩し10,000千円に対して、運営準備引当資産及び退職給付引当資産の取り崩しの合計で7,300千円と減額した。

## ② 支出

予算の執行にあたっては、例年と同様に年度当初から各事業を効率的に実施するようきめ細かく検討して最大限の経費節減に努めたところ、事業費支出は第1次変更収支予算額71,528千円に対して15,382千円縮減の56,146千円、管理費支出は80,815千円に対して13,098千円縮減の67,717千円とした。

また、投資活動支出は、来年度以降のシステム更新やガバメントクラウドへの参加に備えるため、システム更新等運営準備引当資産の積み増しを行った。更に、運営準備引当資産については、一旦取り崩した準備金の戻し入れと協会の安定的な運営のために積み増しを行い、退職給付引当資産についても必要な額の積み増しを行った。

## ③ 次期繰越収支差額

以上の結果、第2次変更収支予算の事業活動収支差額は、第1次変更収支予算額の5,154千円から39,056千円に、投資活動収支差額は、第1次変更収支予算額のマイナス14,329千円からマイナス35,197千円に、当期収支差額は、第1次変更収支予算額のマイナス9,175千円から3,859千円となった。

これに令和5年度からの繰越収支差額11,691千円を加味すると、次期繰越収支差額は15,550千円となった。

## 3. 協会運営

### (1) 主務大臣に対する報告

本会の役員、規則、会員の変更について、商先法第250条第3項に基づいて主務大臣に届出した。

また、前年度の事業概況報告書及び収支決算報告書等、本年度の事業計画書及び収支予算書について、商先法第268条に基づいて主務大臣に提出した。

### (2) 事務効率化

限られた事務局の人員の中で本会業務を推進するために、次の事務作業のデジタル化に取り組み効率化を図った。

#### ① 勤怠管理

職員の勤怠管理は紙ベースで行っていたが、SaaS (Software as a Service) による勤怠管理システムを導入し、労働時間管理、休暇日数管理、年末調整や人事に係る諸届などを

デジタル化するとともに、給与明細書や源泉徴収票の発行をペーパーレス化することで人事事務を効率化した。

## ② 経費精算及び文書決裁

経費の支払いは、「支出伺い」に請求書や領収書を添付して書面上で決裁していたが、SaaSによる経費精算システムを導入し、経費の支払いに係る諸手続きを電子決裁化した。また、この電子決裁の仕組みを用いて協会業務に係る稟議についてもすべて電子決裁化した。

## (3) 中途採用

本会は平成16年度を最後に約20年間職員の採用をしておらず、この間に職員の高齢化が進み、出向者を除く職員6名全員が令和13年度までに定年退職を迎えることとなった。こうした現状に鑑み、商先法に定める自主規制機関として将来にわたって事業を安定的に行うには、職員の保有する業務のノウハウ等の継承が必要であることから、来年度以降に中途採用活動を再開するための実務や転職市場に係る情報収集を行った。

## 4. 役員・委員会委員の異動

### (1) 役員の変更

本年度は役員の変更期であった。諸規則に則って改選が行われ、第33回通常総会（6月20日開催）において理事12名（会員理事4名、会員外理事8名）及び監事3名（会員監事1名、会員外監事2名）が選任された。

また、第33回通常総会閉会後に行われた役付理事互選会により、会長に稲垣隆一理事、副会長に二家勝明理事及び小川潔理事がそれぞれ再任された。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

#### ① 会員役員

第197回理事会（令和6年2月28日開催）において、次期会員役員の選任方法は選挙ではなく、役員選任規程第3条第1項ただし書きに規定する「指名候補者の承認による方法」とするよう臨時総会に提案することを決定し、第38回臨時総会（令和6年3月25日開催）において出席会員の3分の2以上の同意を得て原案どおり承認された。

会員役員候補者（案）について、第99回総務委員会（5月14日開催）で意見を聴いたところ異議がなかったことから、第200回理事会（5月29日開催）において会員役員候補者を選定した。

#### ② 会員外役員

会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

## (2) 役員の異動

本年度の役員の異動は次のとおりであった。

### ① 理事及び監事の異動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	有山雅子	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	石崎隆	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	稲垣隆一	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	宇佐美洋	会員外	退任	R6. 6. 20
理事	岡地和道	岡地(株)	再任	R6. 6. 20
理事	小川潔	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	河内隆史	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	佐藤雅英	(株)みずほ銀行	新任	R6. 6. 20
理事	多々良實夫	豊トラスティ証券(株)	再任	R6. 6. 20
理事	長澤孝昭	会員外	再任	R6. 6. 20
理事	中曽根淳	会員外	新任	R6. 6. 20
理事	二家勝明	日産証券(株)	再任	R6. 6. 20
理事	升田純	会員外	再任	R6. 6. 20
監事	木下恵嗣	会員外	再任	R6. 6. 20
監事	中島義則	会員外	再任	R6. 6. 20
監事	細金英光	フジトミ証券(株)	再任	R6. 6. 20

### ② 役付理事の異動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
会長	稲垣隆一	会員外	再任	R6. 6. 20
副会長	二家勝明	日産証券(株)	再任	R6. 6. 20
副会長	小川潔	会員外	再任	R6. 6. 20

## (3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）及び規律委員会は任期満了に伴い、第202回理事会（7月25日開催）で新たな委嘱を行った。

委 員 会 名		氏 名	事 由	年 月 日
自主規制委員会	委 員	鳥 本 喜 章	新 任	R6. 4. 23
	委 員	後 藤 拓	辞 任	R6. 5. 20
	委 員	近 藤 益 生	退 任	R6. 7. 26
	委 員 長	稲 垣 隆 一	再 任	R6. 7. 27
	副 委 員 長	升 田 純	再 任	R6. 7. 27
	委 員	今 宮 倫 子	新 任	R6. 7. 27
	委 員	尾 崎 安 央	再 任	R6. 7. 27
	委 員	川 崎 敬 太	新 任	R6. 7. 27
	委 員	河 内 隆 史	再 任	R6. 7. 27
	委 員	佐 川 浩	再 任	R6. 7. 27
	委 員	瀧 田 照 久	再 任	R6. 7. 27
	委 員	鳥 本 喜 章	再 任	R6. 7. 27
	委 員	畑 中 鐵 丸	再 任	R6. 7. 27
	委 員	松 田 勇 次	再 任	R6. 7. 27
	総務委員会	委 員	後 藤 拓	辞 任
委 員 長		二 家 勝 明	退 任	R6. 7. 26
副 委 員 長		多々良 實夫	退 任	R6. 7. 26
委 員 長		岡 地 和 道	昇 任	R6. 7. 27
副 委 員 長		釧 持 宏 昭	昇 任	R6. 7. 27
委 員		今 宮 倫 子	新 任	R6. 7. 27
委 員		木 下 恵 嗣	再 任	R6. 7. 27
委 員		中 島 義 則	再 任	R6. 7. 27
委 員		二 家 英 彰	新 任	R6. 7. 27
委 員		細 金 英 光	再 任	R6. 7. 27
委 員		安 成 政 文	新 任	R6. 7. 27
委 員		山 本 樹	新 任	R6. 7. 27
委 員		依 田 年 晃	再 任	R6. 7. 27
規律委員会		委 員 長	稲 垣 隆 一	再 任
	副 委 員 長	升 田 純	再 任	R6. 7. 27
	副 委 員 長	二 家 勝 明	再 任	R6. 7. 27
	委 員	石 崎 隆	再 任	R6. 7. 27
	委 員	岡 地 和 道	再 任	R6. 7. 27
	委 員	多々良 實夫	再 任	R6. 7. 27
	委 員	長 澤 孝 昭	新 任	R6. 7. 27
	委 員	中 島 義 則	再 任	R6. 7. 27
	委 員	細 金 英 光	再 任	R6. 7. 27
	委 員	吉 野 高	再 任	R6. 7. 27
	委 員	依 田 年 晃	新 任	R6. 7. 27

### Ⅲ 業務の実施状況

#### 1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、定款第52条第2項に基づく採用予定者に係る照会手続きに関する指導、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の改正、令和6年3月末の体制整備後のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る継続的な取組みへの支援、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行った。

##### (1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者等資格研修及び内部管理総括責任者等研修を実施した。

なお、受講者、講師の利便性確保等の観点から、これらは動画配信方式により実施した。

##### ① 内部管理責任者等資格研修

本研修は内部管理責任者又は営業責任者の職務に従事する資格を取得するための研修であり、研修受講後の理解度確認テストに合格し、適正受講に係る会員代表者の誓約書を提出した者に対して内部管理責任者又は営業責任者の資格を付与するものである。

また、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等の資格を有している者（既資格取得者）についても、例年通り、希望すれば本研修を受講できることとした。

今年度の研修では会員 25 社から 71 名が受講して、そのうち 70 名に内部管理責任者又は営業責任者の資格を付与した。

なお、実施期間は、受講機会を増やすことにより適時の資格取得や研修が可能となるよう、昨年度開催分から約 3 か月間に拡大している。

【実施期間】 12月20日～3月31日

【研修内容】 【第一部 制度概要研修】約45分

演題：内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について

講師：事務局

【第二部 実践研修】約90分

演題：内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について

講師：久保 賢太郎 弁護士（TMI 総合法律事務所）

【理解度確認テスト】：20問（14問以上の正答をもって研修修了）

【受講者】 25社／延べ受講者数71名、合格者70名

## ② 内部管理総括責任者等研修

会員の内部管理責任者等に関する規則により、会員は、内部管理総括責任者1名を定め自社の内部管理体制の整備運用に従事させるべきこと、また本会が1事業年度に1度以上開催する内部管理総括責任者等研修を受講させるべきこと、及び当該研修受講後はその内容に係る社内研修を開催して自社の内部管理責任者及び営業責任者と情報共有を図るべきことが定められている。

なお、法人顧客のみを事業対象とする会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人に代わり本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められている（代理受講）。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければならないが、その配置人数が少人数である場合には、当該社内研修に代えて本研修を受講させることが認められている（代替受講）。

【実施時期】 3月6日～3月31日

【研修内容】 演題：内部管理総括責任者としての責任及び具体的な規律について

### 第1部 内部管理総括責任者としての責任

1. 総論
2. 監視・監督義務と内部統制システム構築義務

### 第2部 具体的な規律

1. 商品先物取引法
2. 消費者契約法
3. 景品表示法

講師：風間 喬平 弁護士（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）

【受講者】 36名（うち代理受講は2社／2名）

代替措置による受講 14社／92名

## (2) 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

反社会的勢力の排除に関する規則、反社会的勢力照会制度の利用規約に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運営した。本年度の照会件数は、会員8社から1,311件であった。

## (3) 定款第52条第2項に基づく採用予定者に係る照会手続きの不履行に関する指導

「会員等の役員使用人に関する規則」第3条第1項に基づく採用予定者に係る本会への事前照会手続きを怠っていた事象が判明した会員に対し、過去にも同様の事案がなかったか社内調査を行って報告するよう要請したところ、平成21年以降の中途採用者13名について当該照会手続きの不履行が判明した。

このことについて、かかる事象の再発防止を図る観点から、定款第52条第2項に基づき、当

該会員に対し、社内調査を実施して原因の究明を行い、必要な改善措置を策定して報告するよう、5月16日に書面にて要請した。

そして、8月9日に当該会員から提出された改善報告書を精査した結果、報告のあった改善措置が再発防止を図る上で適切な内容であると認められたことから、当該改善措置を着実に実行に移すことにより再発防止に万全を期すよう、8月15日に書面にて要請した。

また、会員各社に対し、採用前照会手続きの趣旨を再確認し、当該手続きを確実に履行するよう、8月21日に本会ウェブサイトを通じて要請した。

#### (4) 自主規制ルールの整備

##### ① 「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正

商先外務員の再登録の資格要件の原則は、㉗抹消から6年以内の者は登録更新講習の受講修了を、㉘抹消から6年を超えている者のうち、抹消した会員等に継続して在籍している者は外務員登録資格試験（以下「資格試験」という。）の合格の他に、登録更新講習の受講修了も対象としていた。

本会は、令和2年の商品移管に伴い、OSEの商品関連市場デリバティブ取引を中心とした金融商品取引法等の知識を併せて問う資格試験として、新たに商品デリバティブ取引総合試験（以下「総合試験」という。）を設け、その合格者に対して日本証券業協会が商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に従事できる特例商先外務員の資格の認定を与えた。その結果、上記㉗の場合でも総合試験を受験して合格するニーズが出てきたため、㉗及び㉘において資格試験（登録前1年以内のものに限る。）の合格が商先外務員の再登録の資格要件となる旨の解釈を明確にすることとし、当面の措置として令和5年3月27日付けで通知を发出した。

その後、この解釈の明確化と運用の安定化を図るため、また、商先外務員の登録更新の資格要件についても同様の考え方で整理できることを踏まえ、「会員等の外務員の登録等に関する規則」及び同規則に関する細則について所要の改正を行うこととし、第81回自主規制委員会（令和5年11月16日書面審議）を経て、第194回理事会（令和5年11月28日開催）において決定し、令和5年12月1日から施行して同年3月27日から適用した。

本件について、商先法第250条第3項の規定に基づき、12月13日に主務大臣宛に変更届出書を提出した後、主務省の求めに応じて変更内容を説明したところ、主務省より、令和5年3月の通知による運用、12月の規則及び細則の改正内容に問題はないものの、その改正を遡って適用することは、本来規則及び細則を改正して適用すべき事象であるにもかかわらず後日改正して遡及適用したと誤解されかねないため望ましくない、との指導を受けたことから、11月28日の規則及び細則の改正に係る附則に定めた遡及適用する旨の規定を削除する改正を行うこととし、第82回自主規制委員会（6月19日書面審議）を経て、第201回理事会（7月1日書面審議）において決定し、7月1日から施行した。

**(5) 令和6年3月末の体制整備後のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る継続的な取組みへの支援**

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関係法令に基づき、会員各社に共通の、商品先物取引業務の運営上、厳格な対応が求められる重要事項であり、主務省が対応を求めてきた令和6年3月末の社内体制整備の期限を過ぎてもなお不断の見直しが求められる。こうした状況に鑑み、これまで本会ウェブサイト・会員専用ページのWhat's Newや主務省関係資料のページに適宜掲載していた各種関連情報をより分かり易く提供するため、「マネロン対策について」のページを新設してコンテンツを集約することとし、6月11日より実施した。

**(6) 会員に対する指導等の実施状況**

従来、個人顧客を相手方とする対面取引を取り扱う会員に対して、実地監査を通じて商品先物取引業、特に受託等業務の実態把握に努めてきたが、日商協改革により事務局体制が縮小してからは、会員の提出する報告書類のデータに加え、本会の相談センターに寄せられる問い合わせ、苦情や紛争仲介の発生状況等を踏まえたオフサイトモニタリングを活用し、会員の商品先物取引の業態を総合的に把握することとしている。

今般、会員1社の訴訟等の件数が他の会員との比較において多い現状に鑑み、個別に必要な対応をすべきと判断し、あらかじめ「内部管理体制に関するヒアリング確認票」の作成を依頼した上で、6月13日に同社において経営陣と確認票に基づいてヒアリングし、改善点等について意見交換を行った。

**(7) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営**

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（令和6年4月解決分の5月報告から令和7年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が8件、様式第3号が11件であった。

**(8) 会員の企業情報の開示**

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、対象会員25社の決算に合わせ年次開示資料を本会ウェブサイトに掲載した（12月決算は5月30日に4社、3月決算は8月9日に18社、5月決算は10月9日に1社、6月決算は12月11日に1社、9月決算は2月14日に1社）。

また、対象会員の取引開始基準について、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時提出を求め、本会ウェブサイトに掲載した。

本会ウェブサイトにおける掲載期間を超え、現在未掲載となっている年次開示資料等（令和3年3月期前及び脱退会員等に係るもの）の開示請求はなかった。

## 2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせ（相談）の応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

### (1) 問い合わせ（相談）の受付状況

#### ① 問い合わせ（相談）受付件数及びその内容別内訳

問い合わせの内容	本年度	昨年度
商品デリバティブ取引	77	69
商品関連市場デリバティブ取引	20	22
その他金融商品	39	54
合計	136	145

相談センターに寄せられた問い合わせ（相談）の総受付件数は136件であり、昨年度の145件から9件（6.2%）減少した。そのうち、商品デリバティブ取引に関するものが77件（56.6%）、金商法の規制を受ける取引（商品関連市場デリバティブ取引とその他金融商品の合計）が59件（43.4%）であった。

なお、商品先物取引に係るもの（商品デリバティブ取引と商品関連市場デリバティブ取引の合計）は97件（71.3%）であった。

#### ② 会員種別受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	59	61
国内取引	(13)	(17)
外国取引	(2)	(0)
店頭取引	(20)	(21)
商品関連市場デリバティブ取引	(7)	(8)
その他金融商品	(17)	(15)
元会員等に関するもの	19	5
その他	58	79
合計	136	145

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの  
元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの  
その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせ（相談）のうち、現会員等に関するものが59件（43.4%）、元会員等に関するものが19件（14.0%）、その他が58件（42.6%）であった。

また、現会員等の商品デリバティブ取引別内訳をみると、国内取引は13件（昨年度17件）、外国取引が2件（同0件）、店頭取引が20件（同21件）となり、昨年度と同様に店頭取引が国内取引の件数を上回った。

### ③ 問い合わせ（相談）の内容別件数

問い合わせ （相談）の内容	本年度			昨年度		
	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）	合計	商品デリバティブ取引	その他 （金商法取引）
制度、仕組み	61	32	29	51	24	27
勧誘	7	5	2	10	3	7
売買	29	14	15	47	17	30
会員	39	26	13	36	24	12
その他	0	0	0	1	1	0
合 計	136	77	59	145	69	76

商品デリバティブ取引77件（昨年度69件）の内容別件数は、「制度、仕組み」（昨年度24件）が32件（41.5%）で最も多く、次いで「会員」（同24件）が26件（33.8%）、「売買」（同17件）が14件（18.2%）で続き、「勧誘」（同3件）は5件（6.5%）であった。

#### (2) 苦情の受付及び処理の状況

苦情の受付件数は0件であり、2021年度から4年連続で申出が皆無であった。

#### (3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

##### ① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	1 ( 1 )	1 ( 1 )
外国取引	0 ( 0 )	0 ( 0 )
店頭取引	0 ( 0 )	1 ( 1 )
合 計	1 ( 1 )	2 ( 2 )

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度より1件減の1件で、「国内取引」の申出であった。

なお、これは苦情を経ずに直接紛争仲介の申出を受けたものである。

##### ② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	1 (100.0%)	1	1 (50.0%)	1
不当売買類型	0 (0.0%)	0	1 (50.0%)	1
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	1 (100.0%)	1	2 (100.0%)	2

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型は、「不当勧誘類型」であった。

### ③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解決	2 (100.0%)	2	0 (0.0%)	0
取下げ	0 (0.0%)	0	1 (50.0%)	1
打切り	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
処理中	0 (0.0%)	0	1 (50.0%)	1
合計	2 (100.0%)	2	2 (100.0%)	2

本年度に処理を終了したのは2件（昨年度処理中のもの1件を含む）で、2件とも解決であった。

### (4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

#### ① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	0	0
紛争仲介直接申出	1	2
合計	1	2

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は、昨年度より1件減の1件であった。

#### ② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	1 (100.0%)	1	1 (50.0%)	1
不当売買類型	0 (0.0%)	0	1 (50.0%)	1
事務処理類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
その他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合計	1 (100.0%)	1	2 (100.0%)	2

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

1件の苦情等の申出事由類型別は、「不当勧誘類型」で、「紛争仲介直接申出」によるものがあった。

#### ③ 苦情等申出人（1名）の属性及び申出の契機

- ・性別は、男性であった。
- ・商品デリバティブ取引は、未経験者であった。
- ・年代別では、40歳代であった。
- ・職業別では、会社役員であった。
- ・申出の契機は、「契約締結前交付書面等を見て」であった。

**(5) 紛争仲介の円滑な運営**

**① あっせん・調停委員への情報提供**

7月2日に令和5年度の相談等業務レポートをあっせん・調停委員に送付し、情報提供を行った。

**(6) 主務大臣に対する報告**

本会で取り扱った苦情については、商先法第259条に定める省令第129条に基づいて苦情の相談に応じたときに「苦情処理状況報告書」を主務大臣に提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を提出することとなっている。

また、あっせん・調停については、商先法第261条に定める省令第131条に基づいてあっせん又は調停を行ったときに「あっせん・調停処理状況報告書」を主務大臣に提出することとなっている。

受付が0件であった苦情は報告書等を提出する必要がなく、あっせん・調停は5月分の「あっせん・調停処理状況報告書」を提出した。

**(7) 会員への情報提供**

**① 相談（問い合わせ）状況通知書**

令和5年度に受け付けた相談件数及び相談内容について、4月5日に会員等に通知した。

**② 苦情処理状況通知書及び紛争処理状況通知書**

苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、令和5年度の苦情と紛争の受付件数及び処理状況等について、4月5日に会員等に通知した。

**(8) 投資家等に対する情報提供等**

**① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料**

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計結果と年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2023年度（令和5年度）相談等業務レポート」を本会ウェブサイトに掲載した。

**② ウェブサイトによる相談等受付**

利用者の利便性向上を目的として本会ウェブサイト上で相談、苦情等の受付を行っており、本年度は4件（昨年度は3件）の相談を受け付けた。

**(9) 消費者相談機関等との情報交換等**

金融トラブル連絡調整協議会（6月27日、2月12日）に出席し、消費者団体、金融庁所管の指定紛争解決機関、業界団体、自主規制機関等と情報交換を行った。

### 3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項及び第240条の11に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。

#### (1) 外務員登録

本年度の外務員の登録事務について、新規・再登録者、登録更新者、登録抹消者の数（累計）は下表のとおりであった。

また、本年度末に登録を受けている外務員の数は21,375名であり、昨年度末の21,399名から24名の減少となった。

	合 計	うち国内取引	うち仲介業者
新規・再登録者数	1,932名	158名	0名
登録更新者数	1,773名	61名	0名
登録抹消者数	1,956名	173名	2名
年度末登録外務員数	21,375名	1,077名	33名

#### (2) 外務員登録資格試験の実施

外務員資格試験及び外務員登録資格認定講習の延べ受験・受講者数は261名であり、その内訳は下表のとおりであった。昨年度の受験者397名より136名減少した。

	商品先物取引限定試験			商品デリバティブ取引総合試験			外務員登録資格認定講習		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	合格者数	合格率
4月	11名	11名	100.0%	1名	1名	100.0%	31名	30名	96.8%
5月	2名	1名	50.0%	7名	6名	85.7%	25名	24名	96.0%
6月	3名	2名	66.7%	2名	2名	100.0%	36名	36名	100.0%
7月	10名	9名	90.0%	1名	1名	100.0%	21名	21名	100.0%
8月	3名	3名	100.0%	4名	4名	100.0%	7名	7名	100.0%
9月	3名	3名	100.0%	0名	0名	-	11名	10名	90.9%
10月	1名	1名	100.0%	2名	2名	100.0%	12名	12名	100.0%
11月	7名	5名	71.4%	0名	0名	-	6名	6名	100.0%
12月	3名	3名	100.0%	0名	0名	-	12名	12名	100.0%
1月	5名	2名	40.0%	0名	0名	-	13名	13名	100.0%
2月	2名	1名	50.0%	0名	0名	-	13名	13名	100.0%
3月	3名	3名	100.0%	0名	0名	-	4名	4名	100.0%
合計	53名	44名	83.0%	17名	16名	94.1%	191名	188名	98.4%

#### (3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講・修了者数は125名であり、更新のための修了者が101名、再登録のための修了者が24名で、その内訳は下表のとおりであった。

	修了者数	更新者数	再登録者数
4月	26名	18名	8名
5月	10名	8名	2名
6月	11名	9名	2名
7月	6名	4名	2名
8月	7名	5名	2名
9月	12名	10名	2名
10月	9名	8名	1名
11月	5名	4名	1名
12月	4名	3名	1名
1月	6名	6名	0名
2月	20名	18名	2名
3月	9名	8名	1名
合計	125名	101名	24名

(4) 主務大臣に対する報告

外務員の登録、登録の変更、登録の抹消等について、商先法第206条第4項に定める省令第95条に基づいて半期ごとに主務大臣に書類を提出した。

#### 4. 広報等に係る事業

##### (1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてウェブサイトを用いている。本年度における本会ウェブサイトの総訪問件数は377,057件であり、昨年度（353,067件）より23,990件増加した。

##### ① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

##### ② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、7月と1月の2回作成し、本会ウェブサイトに掲載した。

##### ③ 会員向け情報提供

本会ウェブサイトの会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

##### ④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会ウェブサイトに掲載した。

##### (2) 報道関係への対応

##### ① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計2回開催した。

##### ② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計30回発行した。

#### IV 資 料

##### 1. 役員名簿（令和7年3月31日現在）

役 職	氏 名	摘 要
会 長	稲 垣 隆 一	弁 護 士
副 会 長	二 家 勝 明	日産証券(株)会長
副 会 長	小 川 潔	会 員 外
理 事	有 山 雅 子	(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問
理 事	石 崎 隆	(株)東京商品取引所社長
理 事	岡 地 和 道	岡地(株)社長
理 事	河 内 隆 史	明治大学名誉教授
理 事	佐 藤 雅 英	(株)みずほ銀行市場営業部部長
理 事	多々良 實 夫	豊トラスティ証券(株)会長
理 事	長 澤 孝 昭	ジャーナリスト・(株)時事総合研究所客員研究員
理 事	中 曾 根 淳	会 員 外
理 事	升 田 純	弁 護 士
監 事	木 下 恵 嗣	公 認 会 計 士
監 事	中 島 義 則	弁 護 士
監 事	細 金 英 光	フジトミ証券(株)社長

## 2. 委員会委員名簿（令和7年3月31日現在）

### (1) 規律委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲垣 隆一	協会会長
副委員長	升田 純	協会理事
副委員長	二家 勝明	協会会員副会長
委 員	石崎 隆	協会理事
委 員	岡地 和道	協会会員理事
委 員	多々良 實夫	協会会員理事
委 員	長澤 孝昭	協会理事
委 員	中島 義則	協会監事
委 員	細金 英光	協会会員監事
委 員	吉野 高	弁護士
委 員	依田 年晃	サンワード証券(株)社長

### (2) あっせん・調停委員会

役 職	氏 名	摘 要
<u>関東地区</u>		
委 員	饗庭 靖之	弁護士
委 員	小林 孝一	弁護士
委 員	小宮山 澄枝	弁護士
委 員	高井 康行	弁護士
委 員	畑中 鐵丸	弁護士
委 員	平出 まや	弁護士
委 員	八代 徹也	弁護士
委 員	吉野 高	弁護士
<u>関西地区</u>		
委 員	上原 理子	弁護士
委 員	土谷 明	弁護士
委 員	法常 格	弁護士
委 員	播磨 政明	弁護士

### (3) 常設委員会

#### ① 自主規制委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	稲垣 隆一	協会会長
副委員長	升田 純	協会理事
委 員	今宮 倫子	(株)みずほ銀行
委 員	尾崎 安央	早稲田大学
委 員	川崎 敬太	岡地(株)
委 員	河内 隆史	協会理事

役 職	氏 名	摘 要
委 員	佐 川 浩	I G 証券(株)
委 員	瀧 田 照 久	豊トラスティ証券(株)
委 員	鳥 本 喜 章	弁 護 士
委 員	畑 中 鐵 丸	弁 護 士
委 員	松 田 勇 次	日産証券(株)

② 総務委員会

役 職	氏 名	摘 要
委 員 長	岡 地 和 道	協会会員理事
副委員長	釧 持 宏 昭	北辰物産(株)
委 員	今 宮 倫 子	(株)みずほ銀行
委 員	木 下 恵 嗣	協会監事
委 員	中 島 義 則	協会監事
委 員	二 家 英 彰	日産証券(株)
委 員	細 金 英 光	協会会員監事
委 員	安 成 政 文	豊トラスティ証券(株)
委 員	山 本 樹	GMOクリック証券(株)
委 員	依 田 年 晃	サンワード証券(株)

### 3. 会員の異動

年度当初の本会の会員は34社であったが、年度内の次の異動により年度末の会員数は36社となった。

#### (1) 加 入

会 員 名	会員代表者名	年月日
ヒ ロ セ 通 商 (株)	野 市 裕 作	R6. 5. 16
デューカスコピー・ジャパン(株)	藤 田 規 之	R6. 5. 30

#### (2) 商号の変更

会 員 名	旧 商 号	年月日
サ ン ワ ー ド 証 券 (株)	サ ン ワ ー ド 貿 易 (株)	R6. 8. 1

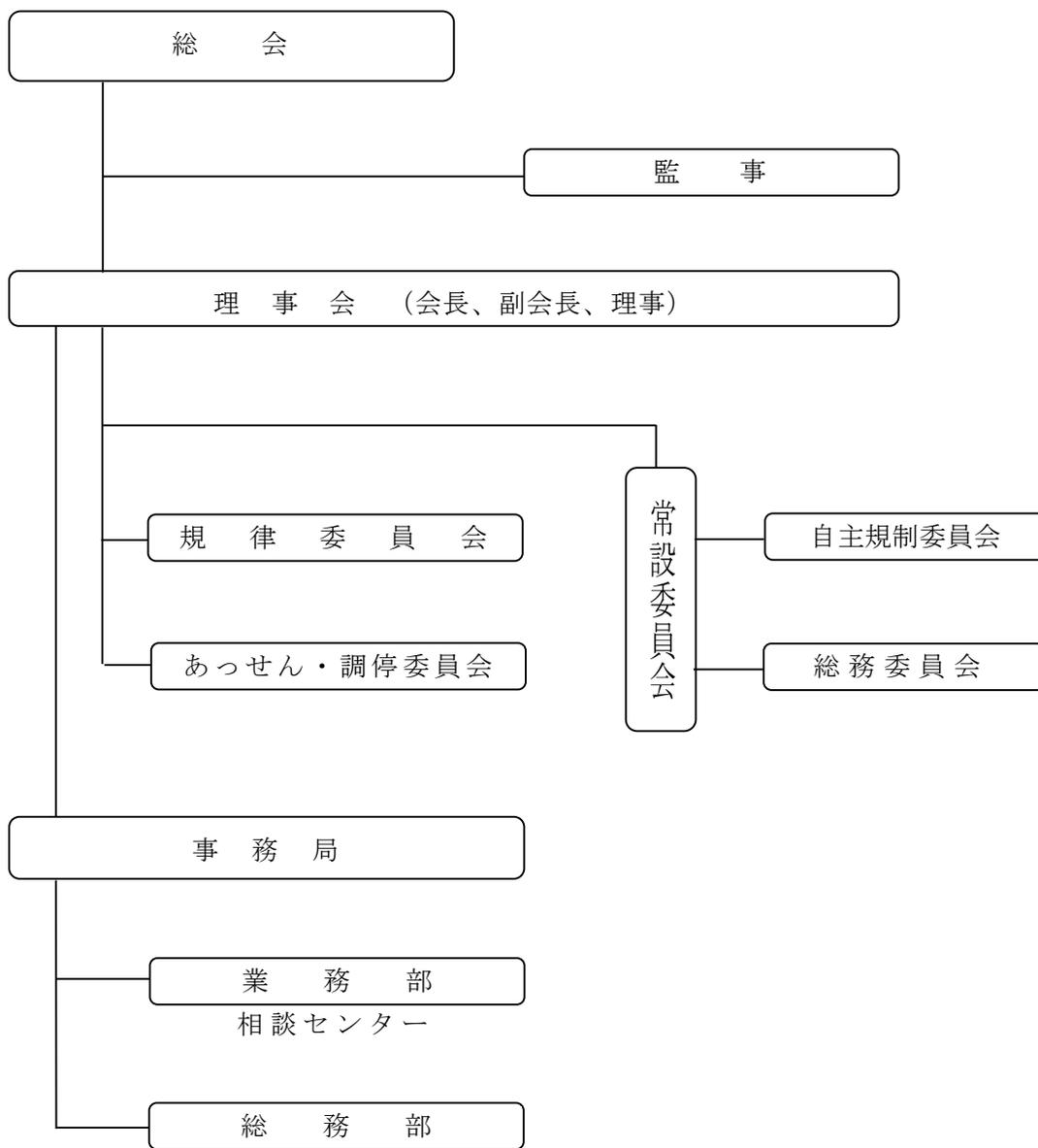
#### (3) 会員代表者の変更

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	年月日
(株) あ お ぞ ら 銀 行	大見秀人	谷川 啓	R6. 4. 1
(株) み ず ほ 銀 行	佐藤雅英	橋口雅勝	R6. 4. 1
(株) 三 井 住 友 銀 行	石橋 優	永田有広	R6. 4. 1
(株) コ ム テ ッ ク ス	松岡敏之	有馬誠吾	R6. 6. 25
(株) マ ネ ー パ ー ト ナ ー ズ	宇留野真澄	福島秀治	R6. 10. 31
G M O 外 貨 (株)	鈴木卓哉	小西洋平	R7. 3. 27
デューカスコピー・ジャパン(株)	守 義明	藤田規之	R7. 3. 28

#### 4. 会員名簿（令和7年3月31日現在、36社）

(会員名)	(会員代表者名)	(所在地)
あ い 証 券 株	代表取締役社長 加藤丈典	〒106-6007 東京都港区六本木1-6-1
I G 証 券 株	代表取締役社長 古市知元	〒106-6026 東京都港区六本木1-6-1
株 あ お ぞ ら 銀 行	代表取締役社長 大見秀人	〒102-8660 東京都千代田区麹町6-1-1
株 ア ス テ ム	代表取締役社長 北川具宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
インタラクティブ・ブローカーズ証券株	代 表 取 締 役 ダニエルケリガン	〒100-6025 東京都千代田区霞が関3-2-5
A I ゴールド証券株	代表取締役会長 若林正俊	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町12-8
株 S B I 証 券	代表取締役社長 高村正人	〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1
株 S B I ネオトレード証券	代表取締役社長 中村昌靖	〒106-6029 東京都港区六本木1-6-1
O A N D A 証 券 株	代表取締役社長 柳澤義治	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-3-13
岡 地 株	代表取締役社長 岡地和道	〒104-0033 東京都中央区新川1-21-2
岡 安 商 事 株	代表取締役社長 杉本良隆	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-3-8
株 外 為 ど っ と コ ム	代表取締役社長 竹内 淳	〒105-0021 東京都港区東新橋2-8-1
クリエイトジャパン株	代表取締役社長 島津嘉弘	〒104-0061 東京都中央区銀座3-14-13
株 コ ム テ ッ ク ス	代表取締役社長 松岡敏之	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-10-14
ゴールデンウェイ・ジャパン株	代表取締役社長 呉 一帆	〒108-0073 東京都港区三田2-11-15
サクソバンク証券株	代表取締役社長 ゲーデヨハン	〒106-6036 東京都港区六本木1-6-1
株 さ く ら イ ン ベ ス ト	代 表 取 締 役 服部美月	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-6
サンワード証券株	代表取締役社長 依田年晃	〒163-1443 東京都新宿区西新宿3-20-2
G M O 外 貨 株	代表取締役社長 鈴木卓哉	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
G M O ク リ ッ ク 証 券 株	代表取締役社長 高島秀行	〒153-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
株 D M M . c o m 証 券	代 表 取 締 役 谷川龍二	〒103-6010 東京都中央区日本橋2-7-1
デューカスコピー・ジャパン株	代 表 取 締 役 守 義明	〒104-0061 東京都中央区銀座2-14-4
豊田通商メタルズジャパン株	代 表 取 締 役 田中隆一郎	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-11-27
日 産 証 券 株	代表取締役会長 二家勝明	〒104-0061 東京都中央区銀座6-10-1
ヒ ロ セ 通 商 株	代表取締役社長 野市裕作	〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-3-19
フ ィ リ ッ プ 証 券 株	代表取締役社長 永堀 真	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4-2
フ ジ ト ミ 証 券 株	代表取締役社長 細金英光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5
北 辰 物 産 株	代表取締役社長 釧持宏昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2
株 北 陸 銀 行	代表取締役頭取 中澤 宏	〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26
株 マ ネ ー パ ー ト ナ ー ズ	代表取締役社長 宇留野真澄	〒106-6233 東京都港区六本木3-2-1
株 み ず ほ 銀 行	市場営業部部長 佐藤雅英	〒100-8176 東京都千代田区大手町1-5-5
株 三 井 住 友 銀 行	執行役員市場営業統括部長 石橋 優	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-1-2
株 三 菱 U F J 銀 行	執行役員市場企画部長 山下篤志	〒100-8388 東京都千代田区丸の内1-4-5
モルガン・スタンレーMUFJ証券株	代表取締役社長 田村浩四郎	〒100-8104 東京都千代田区大手町1-9-7
豊トラスティ証券株	代表取締役会長 多々良實夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-16-12
株 楽 天 証 券 株	代表取締役社長 楠 雄治	〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21

5. 協会組織図 (令和7年3月31日現在)



## 6. 事務局職員の異動

### (1) 異 動

役 職 名 〔前 職〕	年 月 日	氏 名
参与 〔業務部 部次長〕	R6. 7. 1	谷 口 太 郎

### (2) 嘱託解除

役 職 名	年 月 日	氏 名
事務局長*	R6. 6. 20	中 曾 根 淳

※令和6年6月20日付で理事に就任し、事務局長職は継続。

## 7. 令和6年度主要会議

年月日	会議名	主要議題等
令和6年		
4. 9	第198回理事会（書面審議）	商品先物取引業者の本会加入について
5. 8	第199回理事会（書面審議）	商品先物取引業者の本会加入について
5. 14	第99回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 令和6年度変更収支予算について 3. 理事会の会員役員候補者の選定に関する意見について
5. 29	第200回理事会（日商協会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 令和6年度変更収支予算について 3. 会員役員候補者の選定について 4. 第33回通常総会の開催について
6. 19	第32回自主規制委員会（書面審議）	会員等の外務員の登録等に関する規則及び「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について
6. 20	第33回通常総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和6年度事業概況報告及び収支決算について 2. 令和6年度変更収支予算について 3. 理事及び監事の選任について
6. 20	役付理事互選会（日商協会議室）	役付理事の選出について
6. 28	第201回理事会（書面審議）	1. 会長の職務を代理又は代行する場合の副会長の順序について 2. 会員等の外務員の登録等に関する規則及び「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について
7. 25	第202回理事会（日商協会議室）	委員会委員長等の委嘱の同意について (1) 常設委員会委員長の委嘱の同意 (2) 規律委員会委員長、副委員長及び委員の委嘱の同意
9. 27	第203回理事会（日商協会議室）	その他（報告事項）
11. 19	第100回総務委員会（日商協会議室）	1. 事業の進捗状況について 2. 令和6年度上半期収入及び支出の実績と見込みについて
11. 28	第204回理事会（日商協会議室）	その他（報告事項）
令和7年		
2. 12	第101回総務委員会（日商協会議室）	1. 令和7年度事業計画の作成について 2. 令和6年度第2次変更収支予算及び令和7年度収支予算の作成について
2. 27	第205回理事会（日商協会議室）	1. 令和7年度事業計画について 2. 令和6年度第2次変更収支予算及び令和7年度収支予算について 3. 第39回臨時総会の開催について 4. 次期会員理事の選任方法について 5. あっせん・調停委員会委員の委嘱の議決について
3. 26	第39回臨時総会（委託者保護基金大会議室）	1. 令和7年度事業計画について 2. 令和6年度第2次変更収支予算及び令和7年度収支予算について 3. 次期会員理事の選任方法について